

## 令和4年度平生町介護保険サービス事業者等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍においてエネルギー等の物価高騰の影響による、電気・ガス・燃料費等の高騰で経営に影響を受けている介護サービス事業所及び軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を運営する事業所（以下、「介護保険サービス事業者等」という。）に対し、介護保険サービス事業者等物価高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、当該介護保険サービス事業者等の燃料費等の負担を軽減し、町内介護保険サービス事業者体制の継続を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）の例による。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

- (1) 第6条の規定による交付申請を行う時点において、別表に定める介護保険サービス事業者等を平生町内で設置していること。
- (2) 令和5年2月28日までに、介護保険サービス事業者等の休止または廃止を行う予定がないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、電気、ガス、燃料費（ガソリン、灯油、軽油等）（以下、「経費」という。）とする。

### (補助金額及び上限)

- 第5条 補助金の額は、令和3年3月分から令和4年2月分の経費と令和4年3月分から令和5年2月分の経費を比較した経費上昇分とする。
- 2 補助金の上限額は、別表に掲げる金額とする。

### (補助金の交付申請及び申請期限)

第6条 補助金を受けようとする者は、平生町介護保険サービス事業者等物価高騰対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これを町長に提出しなければならない。

- (1) 対象期間における経費が記載されている領収書、引き落とし通帳等の写し
- 2 複数の介護保険サービス事業所等を開設している場合は、それぞれの経費を合算し申請することができる。ただし、申請することができる種別は別表に掲げる種別のうち1種類のみとする。
- 3 補助金の交付申請手続きは、介護保険サービス事業所等を運営する法人が対象の事業所について一括して行うものとする。

### (補助金の交付決定)

- 第7条 町長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、申請者に対して、平生町介護保険サービス事業者等物価高騰対策支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。
  - 3 町長は、第1項の規定により補助金の交付を行わないことを決定したときは、直ちに申請者に対し、平生町介護保険サービス事業者等物価高騰対策支援事業補助金不交付決定通知書（様式第2号）を通知するものとする。

(概算払)

第8条 町長が必要と認める場合は、前条による交付決定の後に、当該交付決定額を限度に補助金を概算払できるものとする。

2 申請者は、補助金の概算払を請求するときは、平生町介護保険サービス事業者等物価高騰対策支援事業補助金概算払請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 第7条による交付決定の通知を受けた者がその申請の取り下げを行うときは、平生町介護保険サービス事業者等物価高騰対策支援事業補助金取下げ申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 申請者は、令和5年3月24日までに平生町介護保険サービス事業者等物価高騰対策支援事業補助金実績報告書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金確定通知)

第11条 町長は、第10条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、申請者に対して、平生町介護保険サービス事業者等物価高騰対策支援事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(請求)

第12条 申請者が、補助金の交付を受けようとする場合は、平生町介護保険サービス事業者等物価高騰対策支援事業補助金請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(精算払請求)

第13条 第8条による概算払を受けた申請者が、補助金の精算払を受けようとする場合は、平生町介護保険サービス事業者等物価高騰対策支援事業補助金精算払請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 町長は、第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、平生町介護保険サービス事業者等物価高騰対策支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により交付決定者に通知する。

3 町長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(証拠書類等の保管)

第15条 申請者は、補助事業の内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱の施行は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限りで、その効力を失う。ただし、第14条及び第15条に掲げる規定は、同日後もその効力を有する。

別表（第5条、第6条関係）

種別	対象となるサービス	補助上限金額
居宅系	居宅介護支援 介護予防支援 訪問介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問 介護相当サービス）	1 法人あたり 20 万円
通所系	認知症対応型通所介護 通所介護 通所リハビリテーション 地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業（通所 介護相当サービス）	1 法人あたり 20 万円
GH・老人ホーム系	認知症対応型共同生活介護 ケアハウス 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅	1 法人あたり 100 万円
入所施設系	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 短期入所生活介護 短期入所療養介護	1 法人あたり 120 万円